

# 会議結果報告書

令和5年6月12日

会議の名称	志木市情報公開・個人情報保護審議会委嘱状交付式及び 令和5年度第1回志木市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和5年5月23日（火）10時00分～10時40分
開催場所	市役所 3階 庁議室
出席委員	竹前榮二委員（会長）、大貫結子委員（会長職務代理）、 阿部眞治委員、木下武三委員、荷田幸雄委員、 羽賀佳和委員、山浦秋代委員 (計7人)
欠席委員	なし (計0人)
説明員職氏名	(市政情報課)萩山主事 (計1人)
議題他	1 開会 2 委嘱状交付 3 副市長あいさつ 4 自己紹介（審議会委員・事務局職員） 5 会長及び会長職務代理の選出 6 会長あいさつ 7 議題 ・個人情報の保護に関する法律改正に係る対応について ・令和4年度情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況について 8 閉会
結果	・委員に委嘱状を交付した。 ・委員の互選により、竹前榮二委員が会長に選任された。 ・会長職務代理に大貫結子委員が指名された。 (傍聴者 0人)
事務局職員	村山総合行政部長、八木市政情報課長、萩山市政情報課主事
審議内容の記録（審議経過、結論等）	

1 開 会

2 委嘱状交付

- ・副市長出席のもと、委嘱状を交付した。

3 副市長あいさつ

4 自己紹介

- ・委員及び事務局職員自己紹介

5 会長及び会長職務代理の選出

(1) 会長の選出について

条例第6条第1項の規定に基づき、互選により竹前榮二委員が会長に選任された。

(2) 会長職務代理の選出について

条例第6条第3項の規定に基づき、大貫結子委員が会長職務代理に指名された。

6 会長あいさつ

7 議題

- ・個人情報の保護に関する法律改正に係る対応について

<説明>

今までは条例により個人情報保護制度を運用していたが、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が改正され、市町村も法に基づいた個人情報の取り扱いをしている。

法律に基づく制度運用を行うこととなるが、その一部について、地方公共団体が条例で定めることができる規定となっているため、「志木市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定することとなった。

法において、「専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に審議会に諮問することができることとされており①法施行条例及び規則等の規定を改廃する場合②個人情報取扱に関する安全管理措置の基準を定めようとする場合等が考えられる。

今後は「専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に限り審議会を開催することとし、情報公開請求や個人情報開示請求の前年度実績報告は書面により行う可能性も考えられる。

- ・令和4年度情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況について

<説明>

実績値の報告を行った。

<質疑応答>

委員) 情報漏えい等があった場合には、審議会に報告するのか。

説明員) 審議会に運用状況を報告することは決まっているが、情報漏えい等があった際に審議会へ報告するか、決まっていない。

委員) 不服申し立ては無かったのか。

説明員) 不服申し立ては無かった。

委員) 他市町村の事であるが、マイナンバーと口座情報を紐づけする際のミスがあったという報道を見た。志木市では同様の事例は無いのか。

説明員) 担当課から、そのような報告は受けていない。

委員) 登録ミスがあると、データを参照する際にも事故につながりかねない。漏えい事故等があった際には、審議会に報告してほしい。

説明員) 検討します。

委員) どのような開示請求があったのか。

説明員) 個人情報開示請求では、「住民票等の申請書の写し」を開示する事例があった。本人通知制度は、第三者が住民票等を取得した際に、本人宛に通知が届く制度である。相続時等に、司法書士が住民票等を取得した場合でも本人へ通知が届くので、不審に思った市民からの請求となる場合も多い。

委員) 審議会を開催する場合のスケジュールはどうなるのか。急な開催等も想定されるのか。

説明員) 法改正に伴う条例改正等を想定しており、法改正の際には、周知期間等があるため、急な開催は無いものとする。

委員) 法改正に伴う条例改正との事だが、条例の内容について、審議会がどの程度の裁量を持っているのか。

説明員) 法改正の内容によって異なる。市に与えられた裁量の中で審議していただく事になる。

委員) 市に裁量がある場合にだけ審議できる、という事か。

説明員) そのとおり。

委員) 個人情報開示請求の件数の中には、コンビニで住民票を取得した際の件数は含まれているのか。

説明員) 個人情報開示請求と、コンビニでの住民票取得については制度が異なるため、含まれていない。

(その他)

事務局) 個人情報の漏えいに関して 1 件報告がある。災害対策基本法に基づき作成している要支援者台帳で、未同意者の情報を担当課が非常勤特別職の地方公務員である民生委員に渡してしまった。

委員) 民生委員の代表者が審議会委員にいるが、本件漏えいの発生は知っているか。

委員) 知っている。対象情報も担当課にすぐに回収してもらった。

委員) 市と民生委員、どちらが気付いたのか。

委員) 民生委員が気付き、市に報告した。

委員) 事務局、事実は合っているか？

事務局) 担当課からは、そのように聞いている。

委員) 民生委員としては担当課に対し、なぜ漏えいが発生したのか原因の究明および再発防止を依頼している。

委員) 事態が収束したら、顛末等を審議会に報告してほしい。

事務局) 委員に集まっていたら審議会を開催するか、書面での報告になるか決まっていないが、いずれかの方法で報告したいと考えている。

委員) 委員が集まる場合には、担当課も出席するのか。

事務局) 今後、内部で協議したいと考えている。

8 閉 会